

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

沖縄赤十字病院 薬剤部

薬局での患者待ち時間の短縮、処方医の負担軽減の観点から包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(処方変更に係る原則)

- ・ 処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第 24 条（処方箋中の疑義）に基づき、 疑義照会を行い、疑わしい点を確かめた後で調剤を行うこととする。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・ 「残薬調整」における增量調整については、次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者の要望などを理由とした過剰な增量は不可とする。
- ・ 「残薬調整」によって処方を削除することは不可とする。

1. 各種問い合わせ窓口 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時

① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

TEL : 098-853-3134 (代) 各診療科・処方医

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

TEL : 098-853-3134 (代) 医事課 内線 1101 1102

③ プロトコルに関すること

TEL : 098-853-3134 (代) 薬剤部 内線 1270

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋を下記の FAX 番号に送信してください。プロトコルに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様に FAX での連絡をお願いします。ただし、後発医薬品への変更調剤については全て連絡不要とします。

FAX : 098-836-2336 医事課直通

残薬調整の場合は、ト レーシングレポートでの情報提供が必要となります。

FAX : 098-855-7266 薬剤部直通

3. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、注射薬、抗悪性腫瘍剤に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg アレンドロン酸錠 35mg

※ 後発品から先発品への変更も可能（ただし、薬剤料の違いについて患者に十分に説明し、了承を得た場合に限る。保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可）

② 剂形の変更

例：アムロジピンOD錠 5mg → アムロジピン錠 5mg

セルベックスカプセル 5.0mg → セルベックス細粒 1.0% 0.5g

※ 用法用量が変わらない場合のみ可。

※ クリーム剤 → 軟膏、軟膏 → クリーム剤の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠

④ 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。

例：（粉碎）ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠
ワーファリン錠 0.5mg 1錠

⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること。

（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。

※ 患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる場合に限る。

⑥ 「1日おきに服用」「週に1回服用」「月に1回」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が30日処方の時）

バクタ配合錠 1錠 分 1 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

フォサマック錠 35mg 1錠 起床時 週1回 28日分 → 4日分

⑦軟膏での規格変更すること（合計処方量が変わらない場合）。

例：デルモゾールG軟膏（5g）2本 → デルモゾールG軟膏（10g）1本

⑧継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること。

例：プラビックス錠 75mg 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）

プラビックス錠 75mg 27 日分 → 30 日分（前回残薬調整したため）

※ 備考欄 残薬調整不可 にチェックがある場合は不可。

※ 投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。

また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする。

※ 麻薬、注射薬、抗悪性腫瘍剤 の残薬調整に関しては不可とする（疑義照会が必要）。

※ 残薬調整を行った場合は、処方箋の送信だけでなく、トレーシングレポートを用いて、残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての情報提供をお願いします。この情報がない場合、次回診療時に患者様に不利益が生じることもありうるので厳守して下さい。